

令和5年11月 1日

上尾市教育委員会 様

上尾市人権教育推進協議会

会長 曾我部 延孝



上尾市人権教育推進プラン【改訂版】の改訂について（答申）

令和5年2月2日付け上教生第919号により、本協議会に諮問された上尾市人権教育推進プラン【改訂版】の改訂について、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。



# 上尾市人権教育推進プラン

－ 基本計画 －

【第2次改訂版】(案)

(答申)

令和5年11月

上尾市人権教育推進協議会

## 目 次

I	上尾市人権教育推進プラン（基本計画）策定に当たって	1
1	人権教育推進の背景	1
2	推進プランの改訂	4
3	推進プラン体系図	5
II	上尾市人権教育推進基本方針と考え方	6
1	上尾市人権教育推進基本方針	6
2	基本方針の考え方	7
III	学校教育における人権教育	11
1	人権教育推進体制の確立	11
2	人権教育全体計画及び年間指導計画の作成	11
3	指導内容・方法の工夫、改善	12
4	教育相談体制の充実	14
5	教職員の研修の実施	14
6	学校等、家庭、地域社会相互の連携	15
IV	社会教育における人権教育	16
1	生涯学習の視点に立った人権教育の推進	16
2	人権教育の基盤を作るための家庭教育の充実	17
3	人権教育を推進するための指導者の養成	17
4	地域に根ざした人権教育の推進	18
V	各人権課題に対する取組	19
1	女性の人権に関わる教育	19
2	子供の人権に関わる教育	20
3	高齢者の人権に関わる教育	22
4	障害のある人の人権に関わる教育	23
5	同和問題（部落差別）に関わる教育	24
6	外国人の人権に関わる教育	25
7	H I V感染者等の人権に関わる教育	26
8	アイヌの人々の人権に関わる教育	27
9	インターネットによる人権侵害に関わる教育	28
10	北朝鮮当局による拉致問題に関わる教育	29
11	災害時における人権に関わる教育	30
12	性的指向・性自認に関わる教育	30
13	様々な人権問題に関わる教育	32

## 資料編

---

【資料1】脚注用語解説	34
【資料2】上尾市人権尊重都市宣言	39
【資料3】人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	40
【資料4】上尾市人権教育推進協議会条例	42
【資料5】上尾市人権教育推進協議会委員名簿	44

# I 上尾市人権教育推進プラン（基本計画）策定に当たって

## 1 人権教育推進の背景

### (1) 国際社会の動向

20世紀に人類は、二度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、人権尊重こそが平和の基礎であるという貴重な教訓を得た。そこで、この教訓を形あるものとするために、国連は昭和23年に世界人権宣言（注1）を採択し、「すべての人民とすべての国が達成すべき共通基準」とした。

この人権宣言の精神を実現し、あらゆる差別や人権侵害を全世界からなくするため、国際人権規約（注2）をはじめ人権に関する多くの条約が採択されてきた。また、「国際婦人年（注3）」「国際児童年（注4）」「国際障害者年（注5）」「国際先住民年（注6）」「国際高齢者年（注7）」など、課題別の人権問題への取組も強化してきた。

しかし、このような様々な取組にもかかわらず、世界の各地で戦争やテロ、迫害など人権侵害が後を絶たない状態が続いている。このような厳しい国際社会の諸問題を受けて、第49回国連総会では、平成7年から平成16年までの10年間を「人権教育のための国連10年（注8）」とする決議が行われた。

そして現在、その後を受ける形で「人権教育のための世界プログラム（注9）」が採択され、平成17年から始まった第一段階の行動計画では、「初等中等教育学校制度における人権教育」の推進を重点とし、平成22年からの第二段階では「高等教育及びあらゆるレベルにおける教員や公務員等における人権研修」が重点となった。平成27年から平成31年までを計画期間とする第三段階の行動計画では「第二段階までの実施の強化並びにメディア専門家及びジャーナリストの人権研修」を重点とし、令和2年から令和6年までを計画期間とする第四段階の行動計画では「青少年における平等、人権と非差別、包摂的で平和な社会のための包摂と多様性の尊重に関する教育及び研修」を重点とし、世界各国で取り組まれている。

また、近年世界で大きな課題となっている新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関しては、国連人権高等弁務官事務所にて国際的な指針である「COVID-19 ガイダンス」を作成し、世界各国で一丸となって取り組むことを提言している。

### (2) 国内の動向

我が国においては、平成9年に「人権教育のための国連10年・国内行動計画（注10）」を策定した。

また、平成12年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行された。その第5条では、地方公共団体の責務を定め「国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とされ、第7条では、国は人権教育及び人権啓発に関

する基本的な計画を策定しなければならないと規定された。そして国の「人権教育・啓発に関する基本計画（注11）」が平成14年に策定された。平成23年には、同計画の各人権課題に「北朝鮮当局による拉致問題等」を加える見直しが行われた。

平成28年には、「部落差別解消推進法（注12）」「障害者差別解消法（注13）」「ヘイトスピーチ解消法（注14）」がそれぞれ施行され、人権問題を解消するための法整備が引き続き行われている。

### (3) 埼玉県における取組

埼玉県では、「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」の実現を目指して、各種の人権施策に取り組んでいる。

人権施策の基本的な考え方や推進方向を示した「埼玉県人権施策推進指針」を平成14年に策定、また新たな人権課題へ対応するため、平成24年には第1次改訂、令和4年には第2次改訂がなされている。

県教育委員会では、この人権指針の教育の分野に基づき、学校、家庭、地域社会を通じて、児童生徒をはじめ広く県民に人権尊重の精神を培う人権教育を推進するため、平成15年に「埼玉県人権教育推進プラン」を、平成25年にはこれを改定した「埼玉県人権教育実施方針」を策定し、さらにこれまでの取り組みの成果等を踏まえるとともに、第1次改訂後に制定された法令や計画との整合を図り、さらに新たな人権課題へも的確に対応するため、第2次改訂を行っている。

また、令和4年には、「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」、「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」がそれぞれ施行され、人権問題を解消するための条例等の整備が行われている。

### (4) 上尾市における取組

上尾市では、平成7年に「上尾市人権尊重都市宣言」を発し、平成11年には「人権教育のための国連10年」に呼応して、市長を本部長とする上尾市人権教育・啓発推進本部を発足させ、平成12年にその実施計画である「上尾市人権教育・啓発推進計画（注15）」を行動計画として策定し、様々な人権に関わる問題を正しく認識し、人権尊重の意識を高めるための人権教育及び啓発事業を総合的かつ計画的に推進してきた。

その後、平成14年に上尾市人権施策推進懇話会（注16）による「上尾市の人権施策推進のあり方」という提言を受け、市が取り組むべき人権課題や施策展開の方向性などを明らかにした人権施策の基本的な指針を策定することとし、平成16年に「上尾市人権施策推進指針（注17）」を策定した。

また、人権施策の中で枢要な部分を担う人権教育の推進については、平成15年教育委員会に上尾市人権教育推進協議会（注18）を発足させ、本市における人権教育推進基本方針について平成16年に答申をした。

市教育委員会では、これら「上尾市人権施策推進指針」（平成16年策定）及

び「上尾市人権教育推進基本方針について」（上尾市人権教育推進協議会答申・平成16年）を受け、全ての市民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会を実現することを目指すとともに、様々な人権課題の解決を図るため、人権教育の分野においてその実現を具体化しその進行管理に資するものとして、平成19年に「上尾市人権教育推進プラン（基本計画）」（以下「推進プラン」という）を策定、平成29年に改訂し、学校等、家庭、地域社会を通じて、児童生徒をはじめ広く市民に人権尊重の精神を培う人権教育を推進している。



## 2 推進プランの改訂

### (1) 改訂の趣旨

上尾市では、平成19年に推進プランを策定、平成29年には改訂し、学校等、家庭、地域社会を通じて、児童生徒をはじめ広く市民に人権尊重の精神を培う人権教育を推進しているところである。

しかしながら、近年、社会情勢の変化は著しく、いじめの認知件数や児童虐待相談対応件数の増加、インターネット上での個人に対する誹謗や中傷等が社会問題となっている。さらには、北朝鮮当局による拉致問題、東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所の事故により災害時における人権への配慮、性的指向・性自認といった新たな人権課題も顕在化している。このような状況の中、これら新たな人権課題に対応するとともに、推進プラン【改訂版】策定後に制定された法令等との整合を図るため、推進プランを改めて改訂することとした。

### (2) 推進プランの性格

ア 令和3年に改訂された「上尾市人権施策推進指針<第2次改訂版>」のうち、上尾市教育委員会、学校等における人権教育の重点目標、取り組むべき施策や人権教育実施の方向性を示すものである。

イ 「第6次上尾市総合計画」及び「第3期上尾市教育振興基本計画」を踏まえたものである。

### (3) 推進プランの実施

実施に当たっては、長期的視点に立ち継続的に取り組むこととする。

そのため、概ね10年程度を見通したものとする。

なお、学校等、家庭、地域社会の今後の状況や社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

### 3 推進プラン体系図

## 上尾市人権教育推進プラン（基本計画）

### 上尾市人権教育推進基本方針

【～一人一人の個性と文化を尊重し、多様性を認め合う豊かな心を育む～】

- |                 |                |
|-----------------|----------------|
| 1. 市民が主体となる人権教育 | 2. 生涯を通じた人権教育  |
| 3. 人権感覚を培う人権教育  | 4. 共生の心を育む人権教育 |

この基本方針に基づき、全ての人の基本的人権が尊重される上尾市を目指し、様々な人権課題を解決するために、学校教育、社会教育における人権教育を推進する。



### 推進方策

#### 学校教育における人権教育

人権問題を正しく理解し、人権感覚を身に付け、様々な人権課題を解決しようとする子供を育成する。

##### 【推進の具体策】

- 1 人権教育推進体制の確立
- 2 人権教育全体計画及び年間指導計画の作成
- 3 指導内容・方法の工夫、改善
- 4 教育相談体制の充実
- 5 教職員の研修の実施
- 6 学校等、家庭、地域社会相互の連携

#### 社会教育における人権教育

市民一人一人が人権問題を正しく理解し、人権感覚を身に付け、人権を尊重し合う共生社会の実現に努める。

##### 【推進の具体策】

- 1 生涯学習の視点に立った人権教育の推進
- 2 人権教育の基盤をつくるための家庭教育の充実
- 3 人権教育を推進するための指導者の養成
- 4 地域に根ざした人権教育の推進

#### 各人権課題に対する取組

- 女性 ○子供 ○高齢者 ○障害のある人 ○同和問題 ○外国人 ○H I V感染者等  
○アイヌの人々 ○インターネットによる人権侵害 ○北朝鮮当局による拉致問題  
○災害時における人権 ○性的指向・性自認に関する人権 ○様々な人権問題

## Ⅱ 上尾市人権教育推進基本方針と考え方

### 1 上尾市人権教育推進基本方針

【 ～一人一人の個性と文化を尊重し、多様性を認め合う豊かな心を育む～ 】

#### (1) 市民が主体となる人権教育

市民一人一人が、人権が尊重される社会を確立する担い手であることを認識し、一人一人が人権問題に関する正しい理解を深め、その解決に主体的に取り組めるよう人権教育を推進する。

- ア 人権尊重の理念についての理解促進
- イ 人権問題の正しい理解促進
- ウ 主体的な取組の推進
- エ 学習環境の整備

#### (2) 生涯を通じた人権教育

生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、学校教育、社会教育において、相互に連携を図りつつ、市民一人一人の生涯を通じた人権教育を推進する。

- ア 生涯学習の視点に立った学習の充実
- イ 家庭教育の充実
- ウ 地域に根ざした人権教育の充実
- エ 学校、家庭、地域社会相互の連携・協働

#### (3) 人権感覚を培う人権教育

市民一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚を身に付けた市民の育成を図る。

- ア 学習者の主体的な参加を促す参加体験型学習の実施
- イ 「人権感覚育成プログラム（注19）」の活用
- ウ 実践力の育成

#### (4) 共生の心を育む人権教育

自他の人権について正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を尊重し合う共生社会を築くため、人権への意識を高め、自己実現の権利や多様な考えを認め合うなど、共生の心を育む人権教育を推進する。

- ア 共生社会の理解促進
- イ 多様性を尊重する態度の育成
- ウ 自他の人権を守ろうとする人権意識の向上
- エ 望ましい人間関係の構築
- オ 社会参加への促進

## 2 基本方針の考え方

### 1 市民が主体となる人権教育

市民一人一人が、人権が尊重される社会を確立する担い手であることを認識し、一人一人が人権問題に関する正しい理解を深め、その解決に主体的に取り組めるよう人権教育を推進する。

#### ア 人権尊重の理念についての理解促進

- ・一人一人をかけがえのない存在として大切にする。その上で、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めるといふ人権尊重の理念についての理解を図る。
- ・あらゆる場を通じて人権教育を行い、機会の平等が保障され、人権が尊重される社会を確立する大切さについての理解を図る。

#### イ 人権問題の正しい理解促進

- ・憲法、国際人権規約等における人権の概念及び人権が持つ価値についての理解を図る。
- ・より身近な事例に基づき、様々な人権問題についての理解を図る。

#### ウ 主体的な取組の推進

- ・一人一人の個性を伸ばす学習活動の充実を図る。
- ・自ら考え、主体的に判断する力や実践力を育成するため、参加体験型学習を推進する。

#### エ 学習環境の整備

- ・学習者の興味や関心、実態等に応じた弾力的な学習計画を作成する。
- ・学習者の人権を尊重するという視点に立って、学習環境の整備とその充実に努める。
- ・地域の実態に応じた多様な学習や交流事業の実施、教材の作成等を推進する。

## 2 生涯を通じた人権教育

生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、学校教育、社会教育において、相互に連携を図りつつ、市民一人一人の生涯を通じた人権教育を推進する。

### ア 生涯学習の視点に立った学習の充実

- ・誰一人取り残されることなく、生涯にわたり必要な学習ができるよう、幼児から高齢者に至る幅広い年齢層を対象とした学習内容や学習方法の充実を図る。
- ・学習者自身の身近な生活と結び付く、実態に応じた学習計画を作成するとともに、ライフスタイルに応じたあらゆる場や機会を通じて人権教育を行う。

### イ 家庭教育の充実

- ・家族や親子の触れ合い、家庭における人権教育の大切さについての理解を図る。
- ・子供の権利の保障や人権の尊重についての理解を図る。

### ウ 地域に根ざした人権教育の充実

- ・地域住民の人権意識を高める学習機会の提供や、参加・交流を促進する事業の実施など、生涯を通じて学習できる人権教育の充実を図る。
- ・学習の成果を地域での活動に生かすような工夫や、学びの場を通じた住民相互のつながりづくり・地域づくりを意識して取り組む。

### エ 学校、家庭、地域社会相互の連携・協働

- ・地域の実態等に応じて、学校、家庭、地域社会が、互いの主体性を尊重しつつ、相互の連携を図り人権教育に取り組む。
- ・人権教育を実践する際には、社会とのつながりを意識し、社会に開かれたものとして取り組む。

### 3 人権感覚を培う人権教育

市民一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚を身に付けた市民の育成を図る。

#### ア 学習者の主体的な参加を促す参加体験型学習の実施

- ・体験活動や参加体験型の活動の中で、学習者が自分で考え、感じ、行動することを通して、人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚が身に付くよう学習機会の充実を図る。
- ・人格が形成される早い時期から、人権感覚の育成を図る。
- ・学習者の実態に応じて参加体験型学習を系統的に展開し、継続的に行う。

#### イ 「人権感覚育成プログラム（注19）」の活用

- ・「人権感覚育成プログラム」を活用した参加体験型学習を実施し、学習者が自らの課題の発見と解決に向けて、主体的・対話的に学ぶ学習活動の充実を図り、豊かな人権感覚を育成する。
- ・人権感覚の育成に必要と考えられる9つの視点（人間の尊厳・価値の尊重、生命尊重、自己尊重の感情、共感と連帯感、公平・公正、多様性の尊重・共生、コミュニケーション能力、権利と責任、参加・参画）を意識し、学習者の実態に応じて計画的、系統的にプログラムを実施する。

#### ウ 実践力の育成

- ・知的理解と人権感覚を基盤として、自分と他者との人権擁護を実践しようとする意識、意欲や態度を向上させるとともに、その意欲や態度を実際の行為に結び付ける実践力や行動力を育成する。

## 4 共生の心を育む人権教育

自他の人権について正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を尊重し合う共生社会を築くため、人権への意識を高め、自己実現の権利や多様な考えを認め合うなど、共生の心を育む人権教育を推進する。

### ア 共生社会の理解促進

- ・共生社会実現のためには、互いの人権を尊重し合うことが大切であるというこ  
との理解を図る。
- ・自他の人権についての正しい理解を図り、その権利の行使に伴う責任への自覚  
を促すとともに、自ら選択した行動の結果には、社会的な責任が伴うことにつ  
いての理解を図る。

### イ 多様性を尊重する態度の育成

- ・人々の文化、生き方、価値観などには多様性があることについての理解を図る。
- ・互いの違いを認め、それを尊重しつつ共に生きようとする心や態度を育てる。

### ウ 自他の人権を守ろうとする人権意識の向上

- ・自他の人権についての正しい理解と、その権利の保障に関して意見を表明する  
ことの重要性の理解を図る。
- ・自他の人権を守り、人権侵害を予防・解決するために必要な実践力の向上を図  
る。

### エ 望ましい人間関係の構築

- ・自分の気持ちや考えを様々な場面等で具体的な態度や行動を用いて率直、誠実  
かつ適切に他者に伝えることの大切さについての理解を図る。
- ・他者の気持ちや考えを共感しながら受け止め、その立場や心情を踏まえ、積極  
的に人間関係を築き協力して物事に取り組もうとする心や態度を育てる。

### オ 社会参加への促進

- ・よりよい社会の実現を目指し、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参  
画しようとする心や態度を育てるとともに、その機会の充実を図る。

## Ⅲ 学校教育における人権教育

### 1 人権教育推進体制の確立

#### (1) 人権教育目標の設定

人権教育目標の設定に当たっては、学校教育目標との関連を図るとともに、人権教育が目指す児童生徒像を明らかにし、教育活動に位置付ける。

その際、次の点に留意する。

- ・児童生徒、保護者、地域住民の人権に関わる実態を把握する。
- ・関係法令、国、県、市の人権教育施策等を踏まえる。

#### (2) 校内推進体制の充実

人権教育が成り立つ基盤は、一人一人の存在が認められ、大切にされることである。教職員が人権尊重の理念について十分理解するとともに、児童生徒が自らの大切さを認められているという実感をもてるよう、学校生活全体において人権が尊重されるような環境づくりを進める。また、人権教育推進のための計画の作成をはじめ、内容に関わる企画、調整及び人権教育の具体的な進め方や教職員研修の企画立案等を組織的に検討する。

#### (3) 研究の推進

研究を推進するに当たっては、幅広い観点から実践的な研究を行い、児童生徒の変容を促す指導方法の工夫、改善を図る。そのためには、校内で組織的に推進することが必要である。校内組織の在り方については、学校の実態に応じて工夫し、全ての教職員が関わり、指導内容や指導方法等について共有できるようにする。

### 2 人権教育全体計画及び年間指導計画の作成

#### (1) 人権教育上の視点の設定

人権教育を推進するための効果的な手法として、「法の下での平等」「個人の尊重」といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチがある。学校等においては、それらの取組について、身に付けさせたい知識、技能及び態度を人権教育上の視点として定め、人権教育の推進に生かしていく。

#### (2) 全体計画の作成

児童生徒及び地域の実態を把握し、様々な人権課題を解決するための具体的な目標を設定し、人権教育の全体計画を作成する。



- ・人権教育目標や推進の方針、重点課題等を設定する。
- ・学校や地域の特色を生かした取り組み、福祉・ボランティア教育、交流教育及び共同学習との関連を図り、児童生徒の発達段階に応じた人権教育を推進する。
- ・お互いの個性を認め合う心、他人を思いやる心、正義感や公正さを重んじる心などの豊かな人間性の育成に重点を置く。
- ・同和問題については、人権課題の中に位置付け、心理的差別の解消に視点を当てる。

### (3) 年間指導計画の作成

人権教育の年間指導計画の作成に当たっては、人権教育上の視点をあて、年間を通じて計画的に実施していく。

- ・地域の実態を踏まえ、児童生徒の発達段階に応じて、目標や視点を明確にした人権教育の指導計画を作成し、学校全体の組織的な取組を進める。
- ・各教科、道徳、特別活動、外国語活動、総合的な学習の時間等のねらいとの関連を図る。

## 3 指導内容・方法の工夫、改善

人権教育を推進するには、各学校において、児童生徒の発達段階に応じて、実践的先進的研究を行うとともに、参加体験型の学習など、児童生徒の主体的な学習活動を促す指導内容、指導方法について工夫、改善する。

### (1) 身に付けさせたい資質や態度

#### 《幼稚園・保育所・認定こども園》

幼稚園や保育所、認定こども園では、生活の全体を通して豊かな心を育成する。遊びや生活の場で、自分を大切にできる感情とともに、他の人も思いやることのできるような、豊かな人間性の基礎を育成する。

また、教職員や周囲の大人との信頼関係が極めて重要であることから、信頼関係に基づく生活が、幼児の豊かな人権感覚を養うことに配慮する。

#### 《小学校》

小学校においては、全教育活動を通じて、人権問題を正しく理解するために必要なものの見方や考え方を育成し、人権を尊重する豊かな心情を育成する。そのためには、児童一人一人が主体的に活動する態度や自ら学び、自ら考える力を養い、生命の尊重、互いの個性を認め合う心、相手の立場に立って他者を思いやる心、正義感や公正さを重んじる心など豊かな人間性を養う。

また、昨今、インターネットによる人権侵害等が重要な問題となっており、情報モラル教育の充実を図る。

## 《中学校》

中学校においては、小学校の基盤の上に立って、科学的、合理的な考え方を育成し、身近にある不合理な偏見や差別に気づき、解決しようとする積極的な態度を育てることが重要である。さらに、社会の中に存在する具体的な人権問題について調べ、自らの行動を通して解決しようとする態度を養う。

また、インターネットによる人権侵害の加害者・被害者とならないための判断力を身に付けられるよう、情報モラル教育の一層の充実を図る。

### (2) 体験的な活動の推進

体験的な学習や問題解決的な学習は、児童生徒に自ら学ぶ意欲や主体的に学ぶ態度を身に付けさせるとともに、学ぶことの楽しさや達成感を体得させる上で有効である。そのため、人権教育を進める上で学校間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒や高齢者との交流の機会を積極的に取り入れる。また、「人権感覚育成プログラム」を活用した参加体験型学習を取り入れ、深い学びにつながる学習活動の充実を図り、子供の豊かな人権感覚を育成する。

ボランティア活動などの社会奉仕体験活動や自然体験活動をはじめ、勤労生産活動、職業体験活動、芸術文化体験活動、高齢者や障害者等との交流を推進し、お互いを正しく理解し、共に支え合い尊重し合う態度の育成を図る。

### (3) 関係諸機関との連携・協力

人権教育に関係する諸機関の協力を得て、多様な学習活動を行うことは、子供の人権感覚の育成に大きな効果を上げることが期待できることから、各人権課題に関係する様々な機関や団体、公益法人、企業やNPO等と積極的に連携し、人権教育の一層の充実を図る。

### (4) 校種間の協力と連携

幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教育活動の関連について配慮し、人権を尊重する心と態度を育てる。特に、幼児期の教育については人格の基礎を培う重要な役割を担っていることを踏まえ、幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校及び特別支援学校との一層の連携と指導の工夫を図る。

### (5) 道徳教育の充実

人権教育を推進する上で、道徳教育と相互の関連を図ることが重要である。道徳の全体計画と年間指導計画の中に、人権教育との関連を位置づけ、児童生徒の発達段階に応じた豊かな心を育てる体験活動や実践的活動を一層充実させる。

#### (6) 総合的な学習の時間の活用

総合的な学習の時間のねらいは、自ら学び、自ら考え、問題を解決する力などの育成や学び方、ものの考え方などの習得を目指すとともに、自己の生き方を考えることができる児童生徒を育成することであり、それは人権教育を進める上でも重要である。推進に当たっては、多様な学習形態、指導体制の工夫ができるため、地域の人々の協力を得るとともに、地域の学習機関、学習環境などを積極的に活用する。

#### (7) 人権教育に関する学習教材の整備

人権学習を進める上で、人権問題に関する教材を選定・開発し、必要に応じて継続的に増補、改訂し、体系的な人権学習教材の整備を行う。

- ・子供の主体的な学習が促されるよう、参加体験型の学習などの学習形態や手法等を取り入れる教材の選定・開発。
- ・身近にある人権に関する不合理に気付かせ、自分の生活が地域社会や世界と密接につながって成り立っていることを理解させる教材の選定・開発。
- ・児童生徒が、様々な人権問題を分かりやすく学べる教材の選定・開発。

### 4 教育相談体制の充実

#### (1) 研修を生かした教育相談体制の充実

総合教育センターや教育委員会で行われる初級、中級、上級の各学校カウンセリング研修会の修了者が各学校において中心となり、児童生徒の悩みや不安などを解消するために、学校教育相談体制の充実を図る。

#### (2) 相談員等の協力体制の充実

学校が組織として、児童生徒の実情や課題に応じた適切な支援ができるよう、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、相談員と協力員との連携を密にし、児童生徒の理解を深める教育相談体制の充実に努める。

#### (3) 関係機関等との連携の強化

専門的な指導、援助が得られる関係機関等との連携に努める。児童生徒の健全育成、人権に関する問題の解決に向けては、教育相談体制だけでなく関係機関との連携を強化していく。

### 5 教職員の研修の実施

#### (1) 計画的・継続的な研修の実施

人権教育の一層の改善・充実を図るため、教職員が人権尊重の理念を正しく理解し、自らの人権意識の高揚を図れるような研修を計画的・継続的に実施する。

- ・人権及び人権問題の正しい理解を図り、人権課題の解決に向けて意識を高める。
- ・自らの人権意識を見つめ直し、確かな人権感覚を身に付ける。

## (2) 指導力を高める研修

人権教育を効果的に推進するために、教職員の指導力を高める研修を実施する。

- ・事例研修会、授業研究会、研修報告会などを計画的に実施する。
- ・人権課題ごとの指導者を招き、各人権課題についての理解を深める。
- ・「人権感覚育成プログラム」を活用した参加体験型研修の充実を図る。

## 6 学校等、家庭、地域社会相互の連携

### (1) P T A活動

P T A活動や保護者会等を通して、学校等における人権教育への理解を深めるとともに、保護者等の人権意識を高めていく。そのため、P T A活動等に人権教育の研修会を計画的に位置付けて実施する。

### (2) 家庭との連携

家庭は人権教育の出発点である。幼児期から豊かな情操や思いやり、社会的ルールの尊重、善悪の判断など、子供の人間形成を図る上で極めて重要な場である。そのため、家族愛や親子のふれあいの大切さを呼びかけるとともに、学校等は積極的に情報を提供したり、相談の機会を設けるなど、家庭との連携をより密に行う。

### (3) 幼児期の教育・小学校教育相互の連携

家庭の中で育てられた、自己肯定感、思いやりの心や生命を尊重する心等を更に育むために、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校及び特別支援学校が連携を深める。

### (4) 社会に開かれた学校等としての役割

学校と家庭、地域社会が目的・目標を共有し、連携・協働した取組を推進することを通して、地域住民の間に人権尊重の意識がより一層広まるような取組の工夫を行う。

また、学校等で発行する通信や、保護者向け人権啓発資料等を通じた情報提供を積極的に実施し、家庭、地域社会への理解と啓発を進める。

## IV 社会教育における人権教育

### 1 生涯学習の視点に立った人権教育の推進

#### (1) 生涯学習に位置付けた人権教育の推進

幼児から高齢者に至る幅広い層を対象とし、生涯学習の視点に立って、自己の充実や生活の向上、活力ある地域社会づくりのため、人権尊重の意識を高める教育を推進する。

#### (2) 学習機会の提供、充実

広く人々の人権問題についての理解の促進を図るため、公民館等の社会教育施設等を中心として、学級・講座の開設や交流活動など、人権に関する多様な学習機会の提供・充実を図る。その際、これまで取り組んできた学習方法を見直し、単に人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚を育成できる内容とする。

- ・市民のライフスタイルを考慮し、多くの人が参画できるような学習機会の充実を図る。
- ・地域住民の自主的な活動やPTA等の活動と連携を図る。
- ・身近な人権課題や年齢層に合わせた人権課題、学習が必要とされる人権課題等を取り上げて、幅広い年齢層に対応できるよう工夫する。
- ・人権感覚を培い、自他の人権を尊重し合うことができるようにする。
- ・「人権感覚育成プログラム」を活用することで、参加体験型学習の充実を図り、豊かな人権感覚を培い、自他の人権を尊重し合うことができるようにする。

#### (3) ボランティア活動など体験活動の充実

学校教育との連携を図りつつ、児童生徒の社会性や思いやりの心、豊かな人間性を育むため、ボランティア活動、社会奉仕体験活動、自然体験活動をはじめとする多様な体験活動の充実を図る。また、そのための環境整備を図る。

#### (4) 指導内容・指導方法の工夫・改善

様々な人権問題の理解を深める学習が、単に知識の習得にとどまらず、社会の構成員としての責任を自覚し、実践行動に結び付くよう、人権教育の指導内容・指導方法の工夫・改善を図る。

#### (5) 学習教材の開発、提供

様々な人権問題を理解し、自分自身の課題として捉え、人権問題解決のために行動できるような学習教材の開発、提供を行う。

## 2 人権教育の基盤を作るための家庭教育の充実

### (1) 家庭教育の重要性の認識

家庭教育の充実を図り、人権教育の基盤を育てる。

- ・家庭は、子供の成長にとって、その基礎的な資質や能力を培い、人格を形成する上で重要な場であり、豊かな心や思いやり、生命を大切にする心、人権を尊重する態度等の基礎を育む場でもあることの認識を持てるようにする。
- ・家庭における子供の権利の保障や尊重についての理解が図れるようにする。

### (2) 学習機会の提供、充実

豊かな人権感覚が身に付くように、家庭教育に関する親の学習機会の充実や情報の提供を図る。

- ・親子のふれあいを深めることができる体験活動や、子育て等についての相談体制や学習機会を提供する。
- ・多様な地域活動を展開することにより、親子の触れ合いや子育ての問題等、身近な問題について情報交換が行える地域コミュニティ作りを支援・充実させる。

## 3 人権教育を推進するための指導者の養成

### (1) 様々な人権問題に対応できる指導者の養成

人権一般の普遍的な視点からの取組、具体的な人権課題に即した個別的な視点からの取組を推進するために、広い識見があり各人権課題について幅広い知識を持つ指導者の育成、学習者の価値観やニーズの多様化に合わせ、具体的な内容を系統的に組み立て、効果的な学習の手法を身に付けた指導者を養成する。

- ・指導者の養成及びその資質の向上を図るための研修を充実させる。また、研修の内容、方法について、体験的・実践的手法を取り入れるなどの創意工夫を図る。

### (2) 身近なリーダーの養成

学習者が人権問題を直感的に捉える感性や日常生活において人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚を身に付ける人権研修を実施し、家庭や地域・職場などで人権課題の解決に向け、行動することができる身近な人権リーダーを養成する。

## 4 地域に根ざした人権教育の推進

### (1) 学校・家庭・地域社会相互の連携

地域社会の在り方やその地域にあるものの見方や考え方は、人々の人権意識の形成に大きな影響を与える。様々な人と出会ったり、多様な価値観に触れたりしながら、他者を尊重する態度や共に生きていく姿勢が身に付いていくようになる。学校、家庭、地域社会相互の連携は、今後一層求められることから、一人一人が大切にされる地域コミュニティ作りに向け、学校、家庭、地域社会それぞれが持つ役割を担いつつ、お互いに連携・協働した取組を進める。

### (2) 企業・NPO等との連携

企業やNPO（注20）等では、人権教育や啓発、更に人権擁護の分野において、幅広い取組が行われている。人権教育をより一層効果的に推進していくためには、これらの豊富な知識や経験を持つ企業やNPO等と積極的に連携し、学習内容の充実を図る。

## V 各人権課題に対する取組

### 1 女性の人権に関わる教育

#### (1) 現状と課題

上尾市では、平成11年に施行された「男女共同参画社会基本法（注21）」の内容を踏まえ、平成13年に「デュエットプラン21（注22）」を策定し、女性の人権が守られる男女共同参画社会の実現を目指して総合的な施策を推進し、その後、平成23年には「第2次デュエットプラン21」を策定し、「配偶者等からの暴力の根絶と被害者の自立支援」を重点項目の一つに挙げ、施策を推進してきた。

しかしながら、今なお固定的な性別役割分担意識は根強く残っており、女らしさ、男らしさという観念による思い込みや決め付けなど、ジェンダー（注23）に基づく考え方が日常生活の中に存在している。また、こういった性別による差別を容認している現在の社会は、女性の社会進出を阻み、さらには、配偶者やパートナー等に対する暴力(DV＝ドメスティックバイオレンス)(注24)や職場等におけるセクシュアルハラスメント（注25）など、人権を侵害する問題をも引き起こしている。そこで、女性も男性も自分らしく生き生きと生活できる社会の実現に向けて、女性の人権に関わる問題を解消し、男女平等の理念に基づく教育を推進していく必要がある。

そして、誰もが社会的・文化的側面からみた性別、男女の性に対して敏感で、自分らしく個性豊かに生きることのできる社会の実現を図るための社会システムづくりを進めるとともに、その実現に向けて取り組むことのできる子供たちを育てる教育を推進していかなければならない。

令和3年に策定された「第3次上尾市男女共同参画計画～デュエットプラン21～」においては、更に「多様な生き方を尊重できる社会実現に向けた取組の推進」や「あらゆる分野における女性の参画の推進と支援」なども重点項目の一つに挙げ、性別や性的指向、性自認等に関わらず、個性と能力を十分に発揮することができ、多様な生き方を尊重しあえる社会の実現を目指している。

#### (2) 女性の課題に係る人権教育の推進について

女性に対する人々の意識や行動、社会の慣習・慣行の中にある差別意識や男女の固定的な性別役割分担意識を是正し、女性の人権が尊重されるとともに、人権意識に基づいた男女平等観の形成の確立を図るための人権教育を推進する。



### <学校教育における人権教育推進方策>

- ・性別に基づく固定的な役割分担意識を見直し、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進するための学習の充実を図る。
- ・教育活動全体を通じて、男女平等の重要性、性別等にかかわらず個々人の相互理解と協力についての学習の充実を図る。
- ・女性に対するあらゆる暴力の防止に向け、創意工夫した学習機会の充実を図る。

### <社会教育における人権教育推進方策>

- ・性別に基づく固定的な役割分担意識を見直し、男女共同参画の意識を育む家庭教育の充実を図る。
- ・男女平等についての学習や活動に対して指導・助言できる人材を養成する。

## 2 子供の人権に関わる教育

### (1) 現状と課題

国連は、1989年に「児童の権利に関する条約」を採択し、我が国は平成6年に批准した。

国では、令和2年の児童福祉法等の一部改正施行により、子供への体罰が許されないことがルール化された。

上尾市では、令和2年に「第2期上尾市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「安心して子どもを産み育て、子どもが伸びやかに育つまちづくり」を基本理念に、子供の健やかな成長を支援し、子供たちの笑顔があふれ、子供の成長に喜びや生きがいを感じながら、安心して子育てすることができるまちづくりを目指し、子育て支援の施策を推進している。また、深刻な問題となっている児童虐待に対しては、上尾市子ども支援ネットワーク（要保護児童地域対策協議会）の構成機関が、関係機関と適切に連携しながら、児童虐待の早期発見、早期対応及び虐待防止などを行っている。

しかしながら、情報化、国際化、核家族化、少子化、高齢化などの社会の変化の影響により、学校においては、いじめ、不登校など様々な問題が発生し、仲間づくりが難しくなっている。子供たちは互いに不信感を強めたり、無力感を深めたりするようになっている。また、互いを疎外したり排除したりする傾向も見逃すことはできない。

家庭においては、核家族化や単独世帯が増加している影響などで家族の形態や生活様式が変わり、家族制度の良い面が崩れて家庭での教育機能が低下したと指摘されている。また、子育てや子供とのかかわりに悩みや不安を持つ家族が増加している。このような現状から、家族一人一人の人権が尊重される家庭づくりが求められている。さらに、各家庭における教育を支えるため、幅広い支援体制をつくる必要がある。そのためには、学校、家庭、地域が一層の連携を図っていく必要がある。

## (2) 子供の課題に係る人権教育の推進について

子供の人権を守るためには、基本的人権の尊重を基本理念に掲げ、子供の権利を尊重する社会づくりのための人権教育を推進する。特に児童虐待、いじめ、体罰など深刻な権利侵害に対して、福祉、保健、教育、警察などの関係機関が、家庭や地域と連携し、子供の権利が尊重され、保護されるような環境をつくる。

### <学校教育における人権教育推進方策>

- ・子供の人権に十分に配慮し、一人一人を大切にした学校等の運営や教育指導に取り組む。
- ・自他の権利を尊重することの大切さや、社会の中で果たすべき義務や責任について理解を深める学習を実施する。
- ・自分の気持ちや考えを適切かつ豊かに表現し、また、的確に理解することができるよう、伝え合い、わかり合うためのコミュニケーション能力の充実を図る。
- ・暴力行為やいじめ等の問題の解決に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置し、教育相談体制の整備・充実に努める。
- ・すべての教育活動を通じて、いじめの未然防止に取り組むとともに、いじめの早期発見・早期対応に努める。また、校内体制を整備し、いじめが起こったときは組織的に対応する。
- ・教職員による体罰などの子供の人権を侵害する行為の根絶のための研修を充実する。
- ・児童虐待防止に向けた適切な対応が行われるよう、虐待の早期発見・早期対応について教職員の共通理解・共通行動を図るとともに学校の組織づくりを推進する。
- ・子供の発達段階に応じた適切な性に関する指導を実施する。
- ・性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者のいずれにもならないよう、幼児期から子供の発達段階に応じた学校等での教育の充実を図る。

### <社会教育における人権教育推進方策>

- ・子育て中の親を対象とする相談体制や学習機会の充実、指導者の養成、人材活用促進等を総合的に行い、子育て支援の充実を図る。
- ・子供の健やかな成長を図るため、地域の多様な人材を活用するなど、地域社会で子供を育てる環境づくりを推進する。
- ・子供の権利を尊重し、保護するため、福祉、保健、教育、警察等の関係機関と家庭や地域社会とが連携できる環境づくりを推進する。

### 3 高齢者の人権に関わる教育

#### (1) 現状と課題

上尾市における高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口割合）は、令和2年には27.4%へと上昇し、高齢化が急速に進んでいる。また、一人暮らし世帯と夫婦のみ世帯の割合が増加し、同居世帯が減少していく傾向にある中で、学校や地域社会においても子供と高齢者がふれ合う場が少なくなっている。また、寝たきりや認知症、「老・老介護」などの高齢者介護に関わる人権問題や、家庭や施設において、高齢者に適切な介護が提供されない「介護放棄」や暴力を加えられる「身体的虐待」、言葉の暴力により心理的精神的に追い詰められる「心理的虐待」、資産が勝手に使われたり処分されたりする「経済的虐待」などの様々な人権侵害が報告されている。

高齢者の人権について理解を深め、世代間の相互理解を深める教育・啓発活動に取り組むとともに、学校、家庭、地域において、人々が積極的に高齢者と交流し、共に学習し合うことを通して高齢者の生き方や願いを共有し、生きていることの尊さを共感し、互いを認め合う社会を構築することが必要である。

#### (2) 高齢者の課題に係る人権教育の推進について

高齢者の人権を尊重するとともに、高齢者自らの意思に基づき、知識や経験を生かして、家庭や地域の中で積極的な役割を果たせるようにする。また、社会を支える重要な一員として各種の社会的活動に積極的に参加できるような環境づくりを推進する。

##### <学校教育における人権教育推進方策>

- ・高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てるとともに、高齢社会に関する基礎的理解や介護・福祉の問題への理解を深める学習を推進する。
- ・優れた知識・経験等を持つ高齢者を指導者として活用する。
- ・高齢者との相互理解や連帯感を深めるため、交流の機会を充実する。

##### <社会教育における人権教育推進方策>

- ・高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせる社会の構築を目指し、高齢者の福祉について関心と理解を深める学習の充実を図る。
- ・子供から高齢者までの幅広い世代がふれあい、交流する「世代間交流」を推進する。

## 4 障害のある人の人権に関わる教育

### (1) 現状と課題

国では、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定され、平成28年から施行された。

上尾市では、平成30年に「上尾市障害者支援計画」を策定し、障害のある人もない人も誰もが相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を基本理念と定め、人権の尊重を基本目標の1つとし、障害者支援の施策を推進している。

しかし、社会の中には、今も障害のある人が生活することを妨げる多くのバリアが横たわっている。歩道と車道の段差、スロープやエレベーターのない公共施設、障害者対応トイレの不備などの物理的なバリア、入学、就学、資格試験などの際の制度的なバリア、無知、無関心そして差別、偏見といった意識上のバリア、視覚障害者や聴覚障害者などへの情報伝達のバリアなどがそれである。

障害のある人に大きなハンディキャップを負わせているこのような現状を捉え、だれもがバリアをなくすためにできることは何かということに気づき、共生する社会の実現をめざすことが必要である。

### (2) 障害のある人の課題に係る人権教育の推進について

障害のある人のライフステージの全ての段階において、社会を構成する一員として活動する社会を目指す「ノーマライゼーション(注26)」の理念の下に、それぞれの意欲や能力に応じて雇用の機会が確保され、自由に活動し生活できる社会の実現と、障害のある人の人権を尊重する教育を推進する。

#### <学校教育における人権教育推進方策>

- ・障害のある人に対する理解、社会的支援や介助・福祉の問題などの課題に関する理解を深める教育を推進する。
- ・特別支援教育においては、教職員の専門性や指導力の向上を図り、一人一人の障害の状態、能力及び特性等に応じた指導を充実する。
- ・障害のある人に対する理解と認識を促進するため、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高等学校並びに特別支援学校において、障害のある子供と障害のない子供との交流及び共同学習を実施する。

#### <社会教育における人権教育推進方策>

- ・共生社会の実現に向け、障害のある人の自立と社会参加を促進する学習を推進する。

- ・障害のある人に対する理解や福祉の問題等への理解を深める学習の充実を図る。

## 5 同和問題（部落差別）に関わる教育

### (1) 現状と課題

同和問題とは、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分制度に由来するもので、今なお、日常生活の上でいろいろな差別を受けるなど、我が国固有の人権問題である。

結婚や就職を中心に心理的差別意識が依然として顕在化しており、差別を目的とした戸籍の不正取得など、差別意識に基づく不正な身分調査が行われる事件も近年発生している。また、匿名性を悪用したインターネット上での差別情報の書き込みや、差別文書を学校・住宅地など人目につきやすいところにばら撒くなどの陰湿な差別事象も発生している。

また、同和問題を口実として、何らかの利益を得るために不当な要求を行う「えせ同和行為（注27）」が未だに行われることがあり、問題解決の妨げとなっている。

こうした中、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別のない社会を実現することを目的として、平成28年に「部落差別の解消の推進に関する法律（注12）」が公布、施行され、部落差別の解消に向けた国や地方公共団体の責務が明らかとなった。

また、埼玉県では令和4年に「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行された。

### (2) 同和問題（部落差別）に係る人権教育の推進について

「部落差別の解消の推進に関する法律」、「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」の理念を踏まえ、同和問題を人権教育の重要な課題の一つに位置付け、心理的差別の解消に向け、国、県との連携を図りつつ、地域の実情に応じた施策を講じ、推進する。

#### <学校教育における人権教育推進方策>

- ・子供及び地域の実態を把握し、心理的差別の解消を図る学習を推進する。
- ・子供の発達段階に応じて、同和問題に関する正しい知識を身に付けさせる。
- ・同和問題を正しく認識し、偏見や差別をなくそうとする態度を育成する。

#### <社会教育における人権教育推進方策>

- ・心理的差別の解消に向けて、県民の意識が高まるような参加体験型の学習を推進し、豊かな人権感覚を育成する。
- ・学校、関係機関及び社会教育関係団体等との連携を密にし、地域ぐるみで同和問題をはじめとする人権教育を推進する。

## 6 外国人の人権に関わる教育

### (1) 現状と課題

国際化の進展に伴い、上尾市内にも多様な国籍や文化、生活習慣を持った多くの外国人が暮らしている。市では、平成14年に「上尾市国際交流推進計画」を策定し、さらに平成24年には「国際交流」から「多文化共生（注28）」へ向けた流れの中で「上尾市多文化共生推進計画」を策定し、上尾市国際交流協会（注29）の協力を得ながら、学校教育における国際理解推進のための教育や、外国人向けの日本語教室の開催、相談窓口としてハローコーナーの整備など外国人も暮らしやすいまちづくりに努めてきた。

しかし、外国人の増加・定住化が進む状況の中、外国人が抱える問題も変化している。ハローコーナーに寄せられた相談内容からは、外国人に対する偏見に基づく賃貸住宅への入居拒否や就労に対する差別など、基本的人権に関わる分野に加え、税金、年金、保険、教育や福祉など、日常生活に密着したものが多く、相談内容も複雑・深刻化している。

さらに、言葉の違いによる生活上の不便も日常的にあり、日本語学習機会の保障や相談体制の充実が求められているほか、特に医療面での正確な通訳者の確保や災害などの緊急時の情報伝達など早急に取り組まなければならない課題があり、外国人等の子供たちの学習保障や教育環境を整備していくことが必要である。

こうした中、不当な差別的言動の解消を目的として、平成28年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）（注14）」が公布、施行され、その解消に向けた取組を国や地方自治体の責務として推進していくことが求められている。

### (2) 外国人に係る人権教育の推進について

外国人が国籍や文化の違いに関わらず、誰もが基本的人権を尊重されるとともに、地域の豊かさを享受できる環境づくりを進め、外国人も快適で生き生きとした豊かな生活を送れる社会づくりと、お互いの人権を尊重し合う教育を推進する。

#### <学校教育における人権教育推進方策>

- ・外国人に対する偏見や差別意識を解消するとともに、外国人の持つ文化や多様性を理解し、互いの基本的人権を尊重し合う態度を育成する。
- ・広い視野を持ち、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていこうとする態度を育成する。
- ・外国人の子供に対して、日本語学習指導をはじめ適切な支援を行う。

### <社会教育における人権教育推進方策>

- ・諸外国の文化、伝統等を理解するとともに、広い視野を持って異文化を尊重する態度を育成する学習や交流を深める機会の充実を図る。
- ・外国人が自立した生活ができるよう、学習機会の充実を図る。

## 7 HIV（注30）感染者等の人権に関わる教育

### (1) 現状と課題

HIVによる感染症で、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾病であるエイズ（注31）は、近年、治療薬の研究開発が進み、死に至ることも減少し、病気の進行を止めることも可能になっている。エイズは日常生活で感染することはないが、誤った知識や理解不足から、就職をはじめ日常生活において患者や感染者への差別がみられる。

ハンセン病は、らい菌により末梢神経や皮膚が侵される感染症であるが、遺伝病ではなく、現在は外来治療だけで確実に治癒する。しかし、かつては不治の病あるいは遺伝病と考えられ、特に昭和6年以降、患者は法律により療養所に強制的に隔離され、結婚も子供を産めない手術を受けることを条件とされるなど、人間の尊厳を奪われた状態に置かれた。現在、患者や治癒者の人たちに対する名誉回復等の取組がなされているが、差別や偏見は未だに見られ、ホテルの宿泊拒否のような事件も起きている。

令和元年末頃から世界的に流行した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）についても、正しい知識が何であるかという世界的な共通認識が形成される間もなく、メディアやインターネットなどを通して非常に多くの情報があふれたため、感染した人やその家族、また医療従事者に対する誹謗中傷や不当な取り扱いが発生したり、個人や店舗についての悪意ある情報がインターネットに掲載されるなど、誤った情報に基づいた差別行為が多発している。

また、ワクチン接種の強制や接種しないことに対する不当な扱いや差別行為も発生している。

### (2) 感染者等に係る人権教育の推進について

患者・感染者への差別の実態を正しく捉えるとともに、感染者の生き方から、差別や偏見、生命に対する考え方や願いを把握し、共に解決していこうとする態度の育成を図る。

### <学校教育における人権教育推進方策>

- ・性に関する指導において、エイズやHIVについての正しい知識・理解に努めるとともに、学校教育活動全体の中で、各教科、道徳科、特別活動等の特性を生かしつつ、エイズ患者やHIV感染者に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないような指導をする。

- ・ハンセン病に関する啓発資料、ハンセン病資料館等を適切に活用し、ハンセン病についての正しい理解を図るとともに、ハンセン病患者及び元患者に対する偏見や差別の解消を目指した学習を推進する。
- ・新型コロナウイルス感染症について、感染症に対する不安から陥りやすい偏見や差別について考える機会を設けることなどにより、感染者、濃厚接触者等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないような指導をする。

#### <社会教育における人権教育推進方策>

- ・患者やその家族等の人権に十分配慮し、関係機関、団体等との連携を図りながら、感染症についての正しい知識を普及するための学習の充実を図る。
- ・ハンセン病に関する啓発資料、ハンセン病資料館等を適切に活用し、ハンセン病についての正しい知識の普及を図り、ハンセン病患者及び元患者に対する偏見や差別の解消を目指した人権教育・啓発を推進する。

## 8 アイヌの人々の人権に関わる教育

### (1) 現状と課題

アイヌの人々は、北海道とその周辺地域に先住していた民族であり、自然と共生する生活の中で、アイヌ語など独自の文化を発展させてきた。

しかし、明治以降北海道の開拓が本格化すると、アイヌ独自の文化や生活様式は侵害されるようになる。明治32年には「北海道旧土人保護法（注32）」が制定されて、より一層の同化政策が進められ、伝統的生活を支えてきた狩猟、漁労が制限、禁止された。また、アイヌ語の使用や独自の風習も禁止され、アイヌ民族独自の文化が奪われてきた。

こうした中、令和元年には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（注33）が施行され、アイヌ文化の振興についての施策を継続的に推進しているところである。

しかし、アイヌの人々に対する理解不足などから、今もなお生活や教育をはじめとして多くの点において格差が存在し、結婚や就職などにかかわる偏見や差別の問題も見られる。

### (2) アイヌの人々に係る人権教育の推進について

アイヌの人々に対して、未だ理解不足などにより生じる偏見や差別をなくすため、アイヌの歴史や伝統、文化などについて正しい理解を促進していく必要がある。



#### <学校教育における人権教育推進方策>

- ・アイヌの歴史や伝統、文化等について正しい理解を深める教育を推進する。

#### <社会教育における人権教育推進方策>

- ・アイヌの歴史や伝統、文化等について正しい理解を深める学習の充実を図る。

## 9 インターネットによる人権侵害に関わる教育

### (1) 現状と課題

情報通信技術の飛躍的な進展は、私たちの生活や産業に大きな変化をもたらしている。インターネットや携帯電話の普及に伴い、情報の収集・発信やコミュニケーションにおける利便性が大きく向上するなど、生活は便利になった。

その一方で、情報発信の匿名性を悪用して、個人に対する誹謗、中傷や差別的な情報の掲示、プライバシーの侵害、差別を助長する表現等がインターネット上に掲載される人権問題が発生している。また、近年では、特にスマートフォンの急速な普及に伴い、子供たちにとってもインターネットが身近なものとなり、その危険にさらされている。教職員や保護者の知らない非公式サイトでのいじめや、SNS（注34）やブログなどの「コミュニティサイト」を介して、18歳未満の児童が性被害や違法薬物などの犯罪被害に遭う事件が多くなっている。さらに、同和問題や外国人、LGBT（注35）などに関する差別的な書き込みなどは深刻な問題となっている。

インターネット利用者一人一人が、インターネットが公共空間であることを認識し、情報の収集や発信における個人の責任や情報モラルを身に付けられるよう、学校や社会において教育・啓発を推進していく必要がある。

### (2) インターネットによる人権侵害に係る人権教育の推進について

情報の収集や発信における個人の責任や情報モラルを身に付けるとともに、発信された情報の背景や意図を理解できるメディアリテラシーの向上を図り、インターネットを適切に利用できるよう教育・啓発を推進する。

#### <学校教育における人権教育推進方策>

- ・発達段階に応じて情報モラル教育の充実を図り、情報に関する自他の権利を尊重し、情報手段を適切に活用していくための判断力や心構えを身に付けさせる。
- ・情報社会におけるルールやマナー、法律があることを理解するとともに、インターネットによる人権侵害の加害者・被害者とならないための判断力を身に付けさせる。

### <社会教育における人権教育推進方策>

- ・ 情報社会の一員として公共的な意識をもち、適切な判断や行動を取ることの大切さ、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて学ぶ機会の充実を図る。
- ・ 情報モラル教育や情報セキュリティの重要性、有害情報から子供たちを守るフィルタリング、子供がインターネットを利用する際の危険性等について学ぶ機会の充実を図る。

## 10 北朝鮮当局による拉致問題に関わる教育

### (1) 現状と課題

平成14年に行われた日朝首脳会談において、北朝鮮は拉致について国家的関与を認めて謝罪し、平成16年までに政府が認定した拉致被害者17人のうち拉致被害者5人と家族8人の帰国が実現した。

その後も日朝間の協議は断続的に行われてきたが、平成20年の日朝実務者協議で、日本の制裁措置の一部解除を条件に、北朝鮮は拉致被害者の再調査を約束した。しかし、その後、実行されないままとなっている。

県においても、国が認定した拉致被害者や、拉致の可能性を排除できない失踪者等、多数の方々の存否がいまだに確認されていない。

### (2) 北朝鮮当局による拉致問題に係る人権教育の推進について

拉致問題についての正しい理解を図り、被害者や被害者家族の心の痛みや叫びに共感する心情を育むとともに、人権課題の一つとして関心と認識を深めるための取組を推進する。

### <学校教育における人権教育推進方策>

- ・ 子供の発達段階や学校等、家庭、地域社会の実態に配慮しながら、拉致問題を人権課題の一つとして捉えさせる取組を推進する。
- ・ 人権教育の視点に立ち、被害者や被害者家族の心の痛みや叫びに共感する心情の育成を基盤に据えた取組を行う。
- ・ 文部科学省選定作品「北朝鮮による日本人拉致問題啓発アニメ『めぐみ』」をはじめとする映像作品の活用を促進し、拉致問題についての関心を深める。その際、児童生徒が卒業するまでに一度はアニメ「めぐみ」を使った学習を受けられるよう指導計画に位置付けるようにするとともに、感じたことを文章にまとめたり、話し合ったりするなど、振り返る場面を設けるようにする。
- ・ 拉致問題は、北朝鮮当局以外の北朝鮮の人々をはじめとした朝鮮半島の人々や日本で生活する朝鮮半島につながるのある人々に責任を帰する問題ではないことをおさえて指導する。

### <社会教育における人権教育推進方策>

- ・拉致問題についての正しい知識の普及を図り、人権課題の一つとして関心と認識を深めるための取組を推進する。

## 1 1 災害時における人権に関わる教育

### (1) 現状と課題

平成23年3月11日に発生した東日本大震災及びそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故は、特に東北地方において多くの人命を奪い、人々の暮らしを一変させ、生活と心の苦しみをもたらしただけでなく、様々な産業が風評被害に見舞われた。また、根拠のない思い込みや偏見から被災者が差別的な扱いを受けたり、子供が避難先の学校でいじめられたりする問題が起こった。

近年は全国各地で地震や豪雨が発生し、多くの人命が奪われ、人々の暮らしが一変する事態が起こっており、いつ、いかなる時に災害に見舞われるかわからない状況となっている。

被災した人たちが身を寄せた避難所においては、生活環境の問題やプライバシー保護の問題が生じるとともに、高齢者、障害のある人、子供、外国人等のいわゆる「災害時要援護者」や女性の避難所生活配慮が問題になった。

災害時の避難所では、要援護者や女性の人権を守るため、プライバシーの確保、またセクシュアルハラスメントや性犯罪を予防するため、男女別の更衣室やトイレ、授乳場所等の設置場所に配慮する必要がある。

### (2) 災害時における人権に係る人権教育の推進について

災害時において、人々の人権が適切に守られるよう、市民一人一人が人権への配慮について関心と認識を深めることが必要である。

### <学校教育における人権教育推進方策>

- ・災害時において、誤解や偏見に基づく差別を行わないよう正しい知識をもつとともに、被災者の人権を尊重し、思いやりをもって行動できるような態度を育成する。

### <社会教育における人権教育推進方策>

- ・被災者の状況を理解し、人権に配慮しながら支援することの大切さについて理解を深める学習の充実を図る。

## 1 2 性的指向・性自認に関わる教育

### (1) 現状と課題

個人の性のあり方は、生物学的な身体の性・心の性・好きになる性・表現す

る性など、様々な側面があり、これらの組み合わせにより非常に多岐に渡っている。そして、性同一性障害（注36）をはじめとした性的マイノリティ（注37）に対する差別や偏見により、就学就労等社会生活上の制約を受ける問題が生じている。

例えば、就職の際に LGBT(注35)であることをカミングアウトした途端に面接を打ち切られたり内定が取り消されたりする、家庭や地域の中で戸籍の性と見た目の性が違うために迫害を受けるなど、性のあり方がこれまで社会の中で少数派であるとされてきた LGBT の人々は、社会に蔓延する偏見や先入観により、生活の様々な場面において、困難な状況に直面している人々がいる。

上尾市においては、性の多様性に配慮した市政を行うため、平成23年に制度上不必要な性別記載の見直しを全庁的に行った。また性の多様性についての理解が広がり、多様性を認め合う人権尊重社会が実現することを目指し、令和3年から「上尾市パートナーシップ宣誓制度」を開始した。

今後も社会全体で性の多様性についての正しい認識を持つことができるよう、啓発資料の作成や市ホームページなどを活用して、様々な性的指向や性自認の人の人権が保障され、安心して生活できる環境づくりが必要である。

## (2) 性的指向・性自認に係る人権教育の推進について

学校教育、社会教育の中で、性同一性障害をはじめとした性的マイノリティに対する正しい理解を深めるとともに、本人や家族の心情に十分配慮した対応が行えるよう、学校等に対する支援を行っていく。

### <学校教育における人権教育推進方策>

- ・性の多様性を前提とした言動を心がけるとともに、性的マイノリティの存在を否定するような心無い言動は絶対にさせない環境づくりを進める。
- ・子供の発達段階に応じて、性の多様性の尊重に関して正しい知識を身につけ、理解を深める教育を推進する。
- ・性の多様性の尊重についての正しい理解を深めるため、教職員等を対象とした研修を充実する。
- ・日頃から子供が相談しやすい環境を整えるとともに、悩みや不安を抱える子供に寄り添った相談支援の充実を図る。
- ・性的マイノリティの子供については、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、個別の事案に応じ、子供の心情等に配慮した対応を推進する。

### <社会教育における人権教育推進方策>

- ・一人一人が性的マイノリティの良き理解者・支援者となるように、性の多様性の尊重について理解を深める学習の充実を図る。
- ・性的マイノリティの子供や保護者の支援団体等と連携できる環境づくりを推進する。

## 13 様々な人権問題に関わる教育

### ○犯罪被害者やその家族の人権に関わる教育

犯罪被害者やその家族の人権が大きな問題となっている。被害者やその家族は、犯罪の直接的な被害のみならず、これに付随して生じる精神的、経済的被害等いわゆる二次的被害を受ける場合が多い。また、その後の捜査等の過程で精神的被害がさらに深くなる場合や、マスメディアの報道による人権侵害の問題もある。

犯罪被害者に対する各種の支援体制は未だ十分とは言えず、行政・司法・民間の機関・団体が被害者支援に取り組み、被害者の人権の保障を図るとともに、市民が犯罪の被害にあった人の置かれている状況を理解し、支援に協力していくことが必要である。

学校教育、社会教育の中で、犯罪被害者やその家族の人権侵害について、正しい理解を深める教育を推進する。

### ○刑を終えて出所した人の人権に関わる教育

刑を終えて出所した人に対する人々の偏見は強い。出所しても住居の確保も難しく、就職も困難を極めているために、再犯に至るという悪循環が断ち切れないという問題がある。そのため、これらの人々に対する偏見や差別をなくすための啓発活動を推進する。

### ○路上生活者の人権に関わる教育

路上生活者は、就業の機会や住居の確保が難しく、偏見や差別ばかりでなく暴行を受ける等の人権問題が生じている。そのため、これらの人々に対する偏見や差別をなくすための教育を推進する。

### ○ハラスメントに関わる教育

ハラスメントは、「嫌がらせ、いじめ」などを意味し、職場など様々な場面において、相手に不快感や不利益を与え、その尊厳を傷つける言動が問題となっている。

そのため、様々なハラスメント防止のための教育を推進する。

### ○ケアラー・ヤングケアラーに関わる教育

ケアラーは、家族等の身近な人のケアに自身の生活を費やすことで、心身の健康を損ない、精神的に追いつめられ、社会的に孤立してしまう場合がある。中でも、ヤングケアラーは、ケアを担うことで、自分の学習、心身の健康、生活への影響を受け、そのことで将来の選択が大きく変わってくる可能性がある。そこで、ケアラー・ヤングケアラーの存在や支援の必要性について理解を深める教育を推進する。

### ○依存症に関する人権問題

アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル等依存症などの依存症について、病気としての正しい理解が進まないことにより、社会の依存症への誤解や偏見が治療や回復の妨げとなっている。そのため、依存症に関する正しい理解を深める教育を推進する。

### ○ひきこもりに関する人権問題

ひきこもりの状態にある方やその家族は、それぞれ異なる経緯や事情を抱えており、生きづらさや孤独感など個々の思いに寄り添った支援がないと社会とのつながりを回復させることは難しくなる。そのため、ひきこもりに関する正しい理解を深める教育を推進する。

### ○その他の人権に関わる教育

非正規雇用等による生活困窮者問題、強制労働等を目的とした人身取引等について、正しい理解を深める教育を推進する。

## 脚注用語解説

脚注	頁	用語項目	解説
1	1	世界人権宣言	国連は、昭和 23 年 12 月 10 日、第 3 回総会で、「世界人権宣言」を採択し、人権の国際的基準を示した。世界人権宣言は、第 1 条で、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」と規定し、第 2 条では、「人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、門地その他の地位」などによる差別の禁止を規定し、全ての人間の自由・平等・無差別の原則を定めている。
2	1	国際人権規約	昭和 41 年に国連が採択した規約で、①「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約又は A 規約）」、②「市民的及び、政治的権利に関する国際規約（自由権規約又は B 規約）」、③自由権規約の議定書から成り立つ。わが国は、①及び②の 2 つの規約について、昭和 54 年 6 月に締結している。
3	1	国際婦人年	国際年の 1 つ。昭和 50 年を国際婦人年とし、婦人の地位を高め、男女差別撤廃を目指す運動が行われた。
4	1	国際児童年	国際年の 1 つ。昭和 54 年を国際児童年とし、全地球的規模で子供の権利の見直しを行った。その後 10 年の月日をかけて子供の権利の内容とその保障に向けての手立てが煮詰められ、平成元年に歴史上画期的な子どもの権利条約が国連で採択された。
5	1	国際障害者年	国際年の 1 つ。昭和 56 年を国際障害者年とし、障害者の尊厳や権利、社会参加の確保などを目的にした運動が各国で行われた。
6	1	国際先住民年	国際年の 1 つ。平成 5 年を国際先住民年とし、先住民の権利や要求を世界に知らせる大きなきっかけになった。
7	1	国際高齢者年	国際年の 1 つ。平成 11 年を国際高齢者年とし、高齢者の尊厳や権利、社会参加の確保などを目的にした運動が各国で行われた。

脚注	頁	用語項目	解説
8	1	人権教育のための国連10年	平成6年の国連総会で、人権教育を「あらゆる人々が、他の人々の尊厳を学ぶための総合的プロセス」とし、「差別や人権侵害を撤廃していく能力を身につけるもの」と位置付け、平成7年から平成16年までの10年間を「人権教育のための国連10年」と決議した。
9	1	人権教育のための世界プログラム	平成17年1月1日から10年間、それに先立った「人権教育のための国連10年」のフォローアップを目的として国連総会によって決められた計画。
10	1	人権教育のための国連10年・国内行動計画	政府は「人権教育のための国連10年」の採択を受けて、平成9年に「国内行動計画」を発表し、学校教育、社会教育などの生涯学習において、女性、子供、高齢者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者、刑を終えて出所した人々などの重要課題に積極的に取り組むことを提唱している。
11	2	人権教育・啓発に関する基本計画	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するため、平成14年3月に策定された計画で、策定方針や構成を明らかにするとともに、わが国の人権教育・啓発の原状、基本的な在り方や推進の方策について述べている。
12	2, 24	部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）	平成28年に施行された法律。部落差別は許されないものであるとし、その解消に向けた国や地方公共団体の責務として、相談体制の充実や教育啓発の推進等に努めることを定めた法律。
13	2	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）	全ての人が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的とし、平成28年に施行。 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項などについて定められている。令和3年5月に民間事業者にも合理的配慮を義務付ける主旨の改正法が成立した。公布日から起算して3年を超えない範囲内で施行される。



脚注	頁	用語項目	解説
14	2, 25	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）	平成 28 年 6 月に施行された法律で、本邦外出身者に対する不当な差別的言動は許されないことを宣言している。また、その解消にむけた取組について、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の整備、教育の充実、啓発活動などを実施することが定められている。
15	2	上尾市人権教育・啓発推進計画	人権教育のための国連 10 年（平成 7～平成 16 年）に対応し、同和問題をはじめとしたさまざまな人権問題に関する教育・啓発活動を総合的かつ効果的に推進するための行動計画及び実施計画書として、平成 12 年 3 月に上尾市人権教育・啓発推進本部が取りまとめた計画。
16	2	上尾市人権施策推進懇話会	上尾市が取り組むべき人権問題の課題や人権施策の方向について、広く有識者の意見を求めるため、平成 14 年 4 月に設置した懇話会で、同年 10 月に人権施策の推進体制や人権教育・啓発推進のあり方などを骨子とする「上尾市の人権施策推進のあり方」を提言した。
17	2	上尾市人権施策推進指針	平成 16 年 3 月に上尾市が策定した指針で、市として人権施策を総合的かつ効果的に推進するため、人権課題や施策展開の方向などの基本的な考え方を示した指針。
18	2	上尾市人権教育推進協議会	平成 15 年 11 月に設置された。今後の人権施策の中で重要な部分である人権教育の推進を担う協議会。
19	6, 9	人権感覚育成プログラム	埼玉県教育委員会が作成した、豊かな人権感覚を育成するための実践プログラム集。学校教育編と社会教育編がある。
20	18	NPO	Non Profit Organization の略で、民間非営利組織の意味。営利を目的としない民間団体の総称とされる。平成 10 年には、任意団体に法人格を与え、NPO の活動を側面から支援することを目的とした特定非営利活動促進法（NPO 法）が施行されている。

脚注	頁	用語項目	解説
21	19	男女共同参画社会基本法	平成 11 年 6 月に施行された法律で、基本理念には男女が性別により差別的取扱いを受けないこと、社会の制度や慣行をできる限り中立なものとする事、政策の立案や決定に男女が共同して参画することなどがあげられており、国に対しては男女共同参画基本計画を、都道府県には男女共同参画計画の策定を義務付けている。
22	19	デュエットプラン 21	上尾市男女共同参画計画の愛称。女性の人権が守られる男女共同参画社会の実現を目指し総合的な施策を推進するための、平成 13 年から平成 22 年までの 10 年間の計画。平成 23 年には、平成 23 年から平成 32 年までを計画期間とする「第 2 次デュエットプラン」が策定されている。
23	19	ジェンダー	社会的・文化的側面からみた性別、男女の性。
24	19	DV（ドメスティックバイオレンス）	配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力がある。
25	19	セクシュアルハラスメント	相手の望まない性的な誘いや要求その他の性的な発言や行動で、次のように大別されている。対価型は人事権を持つ人が職場における上下関係を利用して個人的関係を強要するなど雇用上の利益・不利益を条件にした性的嫌がらせ。環境型は容姿・年齢に対する嫌がらせなど、女性の人格をおとしめる発言や行動を繰り返して、職場環境を不快にする行為。
26	23	ノーマライゼーション	障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルであるという考え。
27	24	えせ同和行為	同和団体を名乗り、企業や官公署又は個人に対し、同和问题への取組を口実として行われる不法、不当な行為や要求。表向きは差別解消運動を装って行われることが多い。
28	25	多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

脚注	頁	用語項目	解説
29	25	上尾市国際交流協会（AGA）	未来ある心豊かな国際社会を築くため、地域と地域、個人と個人の交流を深めていく必要があるとの視点から設立されている会員組織で、市民交流の母体となっている。この組織には、外国籍の方への日本語教室を実施している「日本語委員会」や外国籍会員向けの生活情報を提供している「生活情報委員会」など、7つの委員会が設けられている。
30	26	HIV	Human Immunodeficiency Virus の略で、ヒト免疫不全ウイルスの意味。
31	26	エイズ（AIDS）	後天性免疫不全症候群（Acquired Immune Deficiency Syndrome）の頭文字をとった病名。
32	27	北海道旧土人保護法	明治32年に貧困にあえぐ「北海道旧土人」（アイヌ民族）を保護する目的で作られた。土地、医薬品、授業料の供与、固有の習慣風俗の禁止などを定めたもの。実際はアイヌ民族の共有の土地や権利を没収し、同化政策を推進するための法的根拠として活用された。
33	27	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律	令和元年に施行。アイヌの人々が日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるとの認識を示すとともに、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を目的とする。
34	28	SNS	Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型のWebサイト及びネットサービスのこと。
35	28, 31	LGBT	レズビアン（Lesbian:女性同性愛者）、ゲイ（Gay:男性同性愛者）、バイセクシュアル（Bisexual:両性愛者）、トランスジェンダー（Transgender:出生時に決められた性別と自認する性別が異なる人）の英語の頭文字をまとめた言葉。性の多様性を総称する言葉の一つ。他にも同様の意味の言葉で、複数形の「s」をつけた「LGBTs」、「クエスチョニング（Questioning:自分の性のあり方を明確に決められない人）」をつけた「LGBTQ」等といった言葉もある。
36	31	性同一性障害	生物学的な性と性別に関する自己意識（性自認）が一致しないため、社会生活に支障がある状態。
37	31	性的マイノリティ	同性愛者や性別違和、性同一性障害など、性自認や性的指向に関して少数者とされている人の総称。

【資料 2】

## 上尾市人権尊重都市宣言

平成7年10月3日宣言

日本国憲法は、すべての国民に基本的人権を保障しています。

しかし、私たちを取り巻く現実の社会には、同和問題をはじめ障害のある人や女性に対する差別など、基本的人権にかかわる問題が依然として存在しています。

私たち上尾市民は、あらゆる差別をなくし、一人ひとりが人権を尊重し合い自由と平等にあふれた平和で明るい社会を築くため、ここに上尾市を「人権尊重都市」として宣言します。

- 1 お互いに相手の立場にたって考え、思いやりの心を育てましょう。
- 1 人種や民族、家柄、地位、学歴、職業などにこだわらない人間交流を深めましょう。
- 1 家庭や地域、学校、職場などあらゆる生活の場で、人権を尊重する豊かな心をもった社会づくりに努めましょう。

## 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日

法律第147号

### (目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

### (基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

### (国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

上尾市人権教育推進協議会条例

平成28年3月28日

条例第7号

(設置)

第1条 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第5条の規定に基づき、同法第2条に規定する人権教育（以下「人権教育」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、上尾市人権教育推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、人権教育に関する市の基本的な計画（以下「人権教育推進基本計画」という。）の策定及びその変更について協議する。

2 前項に規定するもののほか、協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 人権教育推進基本計画に基づく施策の推進その他人権教育推進基本計画に関すること。
- (2) 人権にかかわる機関又は団体との連携及び協力に関すること。
- (3) その他人権教育の推進に関し教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 人権擁護委員その他人権にかかわる業務に従事している者
- (4) 人権にかかわる活動を行っている団体を代表する者
- (5) 識見を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱され、又は任命された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第7条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会事務局教育総務部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年6月1日から施行する。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略



## 上尾市人権教育推進協議会委員名簿

令和 5 年 6 月 1 日現在

氏 名	区 分 等	備 考
大澤 聡	学校教育の関係者（上尾市立大石南中学校長）	
太田 光登	学校教育の関係者（上尾市立中央小学校長）	
本田 誠治	社会教育の関係者（原市集会所運営委員会委員）	
近藤 博昭	社会教育の関係者（上尾市公民館運営審議会委員長）	
深山 純	社会教育の関係者（上尾市 P T A 連合会副会長）	
豊田 健介	社会教育の関係者（上尾市 P T A 連合会副会長）	
吉澤 章子	人権擁護委員その他人権にかかわる業務に従事している者（人権擁護委員）	
船生 養子	人権にかかわる活動を行っている団体を代表する者（女性フォーラムあげお会長）	
井上 禮子	人権にかかわる活動を行っている団体を代表する者（上尾市手をつなぐ親の会相談役）	
関本 正弘	人権にかかわる活動を行っている団体を代表する者（上尾市国際交流協会会長）	
鈴木 玲子	人権にかかわる活動を行っている団体を代表する者（特定非営利活動法人彩の子ネットワーク共同代表）	
柴崎 政美	識見を有する者（上尾市立養護老人ホーム恵和園元施設長）	
曾我部 延孝	識見を有する者（上尾看護専門学校事務長）	会 長
大場 玲子	識見を有する者（民生・児童委員）	副会長